

## 信託に関する検討について

### 1. 経緯

#### (1) 信託法案

平成 18 年 3 月 13 日に第 164 回通常国会に提出された信託法案は、今回の臨時国会で成立すべく審議される予定である<sup>1</sup>（来年夏の施行が見込まれている）。信託法案は、現代用語の表記によることのほか、社会経済情勢の変化にかんがみ、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託（いわゆる自己信託）受益証券発行信託、限定責任信託<sup>2</sup>、受益者の定めのない信託等の新たな制度を導入することを目的としている。このため、自己信託等、新たな制度に対応する会計処理の明確化が必要ではないかという指摘がある。

#### (2) 金融商品取引法での取扱い

来年夏の施行が見込まれている金融商品取引法では、受益証券発行信託の受益証券や信託の受益権は、同法上の「有価証券」とされ、開示規制の対象となるものが含まれてくる。このため、これらについて募集等を行った場合には、その信託に係る財務諸表の開示や監査が必要となってくるものと考えられる。現状、信託に関する会計処理は明確になっていないため、これを明確化すべきではないかという指摘がある。

#### (3) 特別目的会社専門委員会での検討

特別目的会社（SPE）を巡る会計問題については、本年 2 月に「特別目的会社専門委員会」を設置し検討している。SPE の連結については、さまざまな意見や見方があり、また、国際的にも議論されている問題であることなどから、当委員会では、今後、中長期的な対応を図ることとしているが、短期的な対応として、出資者等の子会社に該当しないものと推定された SPE については、一定の開示を行うことを検討している（例えば、前回第 114 回企業会計基準委員会 審議資料（5）参照）。

この検討の中で、開示の対象となる SPE（資産流動化法第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体）の中には、信託がはいるかどうか議論となった。しかし、現行では、信託を導管とみる、受益者が多数の場合は事業体とみる、誰かの連結になるかという意味での事業体とはみていないと考えられるため、SPE として開示の問題のみならず、そもそも信託の会計上の位置付けを明確化すべきと考えられる。

<sup>1</sup> 平成18年9月26日に衆議院付託されている。

<sup>2</sup> 信託財産に属する財産のみをもって、受託者の債務を履行する責任を負う。

2. 進め方

今後の対応としては、新たな信託法制度において最低限、必要な会計問題を早急に整理し<sup>3</sup>、これまでの経緯から、「特別目的会社専門委員会」において検討してはどうか。

以 上

---

<sup>3</sup> 関係業界や行政当局とも協議しながら進めていくことが適切と考えられる。